

④ お金のこと(各種制度)



各制度の詳細は
こちらから



治療にかかるお金や、利用できる経済的支援制度などについては、治療中の医療機関のスタッフや、がん相談支援センター(P11)で相談することができます。

医療費の負担を減らす

高額療養費制度

対象 月の1日から末日までに支払った保険適用分の医療費が自己負担限度額を超えたとき

申請・相談

会社等に勤務している方 勤務先が加入する保険者(健康保険組合、協会けんぽ、共済組合など)

国民健康保険の方

国保年金課 こくほ給付係

 03-5984-4553

後期高齢者医療の方

国保年金課 後期高齢者資格係

 03-5984-4587

こちらの
制度も相談
できます

限度額適用認定証

医療機関等の窓口で提示することで、保険適用の支払いが自己負担限度額までとなります。

高額医療・高額介護合算療養費制度

1年間(8月1日～翌年7月31日)同一世帯内で、医療保険と介護保険の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた金額を支給します。

ひとり親家庭等医療費助成事業

対象 18歳になった年度の3月31日までの児童のいるひとり親家庭、またはこれに準ずる家庭の方

**申請
相談**

子育て支援課 児童手当係

 03-5984-5824

小児慢性特定疾病医療費助成制度

対象 小児慢性特定疾病(がんを含む)の治療を受ける方

**申請
相談**

保健予防課 管理係

 03-5984-2484

肝がん・重度肝硬変医療費助成制度

対象 B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変の治療を受ける方

**申請
相談**

保健予防課 管理係

 03-5984-2484

若年がん患者等 生殖機能温存治療費助成事業

対象 生殖機能に影響するおそれのある治療を受けるがん患者等の方

**申請
相談**

東京都医療政策課 がん対策担当

 03-5320-4389



1年間に一定以上の医療費の自己負担があった場合、医療費控除を活用することで、税金を軽減することができます。(医療費控除を受けるには、自分で確定申告を行う必要があります。)

連続して仕事を休んだとき

傷病手当金

対象 健康保険に加入する会社員本人

申請・相談 勤務先が加入する保険者（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合など）



身体に障害が残ったとき

該当する状態かどうか主治医に相談してみましょう

身体障害者手帳

対象 肢体、視覚、音声・言語機能、内臓機能などの障害が残った場合

* 障害の種類や等級に応じて様々な障害福祉サービスや日常生活用具の助成等を受けることができます。

申請・相談 管轄の総合福祉事務所 障害者支援係※ 



生活費の支援が必要なとき

福祉資金の貸付

対象 福祉資金の種類により要件が異なります。詳細はご相談ください。

申請・相談 ▶ 管轄の総合福祉事務所 相談係※ 
▶ 練馬区社会福祉協議会 生活福祉係 ☎ 03-3991-5560

生活保護

対象 他の制度を利用しても、世帯の収入だけでは国が定める最低生活費に満たない場合

申請・相談 ▶ 管轄の総合福祉事務所 相談係※ 



治療による副作用のため補整具を購入したとき

ウィッグ等購入費用助成事業

対象 治療の副作用による脱毛、乳房切除により補整具が必要な方

申請・相談 ▶ 健康推進課 健康づくり係 ☎ 03-5984-4624

※お住まいの地域を管轄する総合福祉事務所

お住まいの地域	総合福祉事務所	障害者支援係	相談係
〒176	練馬	☎ 03-5984-4609	☎ 03-5984-4742
〒179	光が丘	☎ 03-5997-7796	☎ 03-5997-7714
〒177	石神井	☎ 03-5393-2816	☎ 03-5393-2802
〒178	大泉	☎ 03-5905-5272	☎ 03-5905-5263